第三十九条の四十五第一項中「第六十八条の九第六項第四号」を「第六十八条の九第八項第五号」に改め、同条第二項第一号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改める。

第三十九条の四十五の二第三項を次のように改める。

3　法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、第一項に規定する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする。

第三十九条の四十五の二第二十一項第一号イ中「第六十八条の十五の二第五項第五号」を「第六十八条の十五の二第五項第六号」に改め、同項第二号中「掲げる数」を「掲げる金額」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第二項」を「第六十八条の十五の二第二項第一号」に、「地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が零に満たない場合には、零。ロにおいて同じ。）」を「次に掲げる金額の合計額」に改め、同号イに次のように加える。

(1)　三十万円（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、六十万円）に、当該連結親法人又はその連結子法人の同号に規定する個別特定新規雇用者数を乗じて計算した金額

(2)　二十万円（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、五十万円）に、当該連結親法人又はその連結子法人の同項第二号イに規定する個別非特定新規雇用者数と同号ロに規定する個別非新規基準雇用者数とを合計した数を乗じて計算した金額

(3)　十万円（法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合には、四十万円）に、当該連結親法人又はその連結子法人の同項第三号に規定する個別非特定新規雇用者超過数を乗じて計算した金額

第三十九条の四十五の二第二十一項第二号ロを次のように改める。

ロ　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該適用年度に係るイに掲げる金額の合計額

第三十九条の四十五の二第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第六十八条の十五の二第五項第六号」を「第六十八条の十五の二第五項第七号」に改め、「及び次項」を削り、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十一項から第十四項まで」を「第十三項から第十六項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「同条第五項第一号に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）に係る同号」を「計画の認定に係る同条第五項第一号」に改め、同項第一号中「第六十八条の十五の二第五項第十一号」を「第六十八条の十五の二第五項第十二号」に、「第二十一項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項中「第六十八条の十五の二第五項第十号」を「第六十八条の十五の二第五項第十一号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十二項から第十四項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十一項中「同条第五項第十号」を「同条第五項第十一号」に、「第十三項及び第十六項」を「第十五項及び第十八項」に、「第六十八条の十五の二第五項第九号」を「第六十八条の十五の二第五項第十号」に、「第四十二条の十二第五項第九号」を「第四十二条の十二第五項第十号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第二条第十二号の六の二」を「第二条第十二号の五の二」に改め、「及び第二項第二号」を削り、「の合計」の下に「及び同条第二項第一号に規定する高年齢雇用者に該当しない者の数の合計」を加え、「同条第五項第七号」を「同条第五項第八号」に、「この項、次項及び第十五項」を「この条」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「法第六十八条の十五の二第七項」を「第三項の規定は、法第六十八条の十五の二第七項」に、「は、第一項に規定する書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた場合とする」を「について準用する」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六十八条の十五の二第五項第十一号」を「第六十八条の十五の二第五項第十二号」に、「連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する認定地方活力向上地域に移転して整備した」を「同号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた連結親法人又はその連結子法人の当該計画の認定に係る」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第六十八条の十五の二第五項第六号」を「第六十八条の十五の二第五項第七号」に、「連結親法人又はその連結子法人が同号に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に従つて同号の地方活力向上地域において整備した」を「同項第一号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同号に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた連結親法人又はその連結子法人の当該計画の認定に係る」に改め、「（同号に規定する特定業務施設をいう。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第六十八条の十五の二第五項第五号に規定する政令」を「第六十八条の十五の二第五項第六号に規定する政令」に、「同項第五号の」を「同項第六号の」に改め、「同項第一号に規定する」及び「（以下この条において「適用年度」という。）」を削り、同項第一号中「第六十八条の十五の二第五項第五号」を「第六十八条の十五の二第五項第六号」に、「同項第五号イ」を「同項第六号イ」に改め、「（同項第二号に規定する雇用者をいう。以下第八項までにおいて同じ。）」を削り、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「第二十一項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第六十八条の十五の二第二項第一号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、連結親法人又はその連結子法人が受けた同号に規定する認定に係る特定業務施設（同条第五項第五号に規定する特定業務施設をいう。以下この条において同じ。）において適用年度（法第六十八条の十五の二第五項第一号に規定する適用年度をいう。以下この条において同じ。）に新たに雇用された法第六十八条の十五の二第二項第一号イ及びロに掲げる要件を満たす雇用者（同条第五項第二号に規定する雇用者をいう。以下第十項までにおいて同じ。）で当該適用年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の数とする。

5　法第六十八条の十五の二第二項第二号イに規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、連結親法人又はその連結子法人が受けた同号イに規定する認定に係る特定業務施設において適用年度に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において当該特定業務施設に勤務するものの総数（当該総数が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度の同項第一号に規定する調整地方事業所基準雇用者数を超える場合には、当該調整地方事業所基準雇用者数）について記載された財務省令で定める書類を連結確定申告書等に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第三十九条の四十五の四第四項第一号中「相当する金額」の下に「（法第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同号イ中「この号及び第六項第一号」を「この項及び第六項第一号に、ニ）で」を「ニ）で、」に改め、同項第二号中「相当する金額」の下に「（法第六十八条の十一第二項の規定により当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同条第五項第一号中「がある場合には、当該」を「又は法第六十八条の十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの」に改め、同号イ中「連結子法人で」を「連結子法人で、」に改め、同項第二号中「金額のうち」を「金額又は法第六十八条の十一第二項及び第三項並びに第六十八条の十五の五第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち、」に改め、同条第六項各号中「で当該」を「で、当該」に改め、同条第九項を次のように改める。

9　第三十九条の四十第五項の規定は、法第六十八条の十五の四第五項の規定の適用がある場合について準用する。

第三十九条の四十五の四第十項を削る。

第三十九条の四十七を削る。